

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成28年4月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

DCMホームマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
株式会社ベルジョイス 代表取締役社長 澤田 司

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

小牛田ショッピングセンター
遠田郡美里町北浦字新苗代13番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

DCMホームマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
株式会社ベルジョイス 代表取締役社長 澤田 司
岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号

4 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMホームマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	DCMホームマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
	株式会社ベルジョイス 代表取締役 澤田 司 岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	DCMホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
株式会社ベルプラス 代表取締役社長 澤田 司 岩手県盛岡市羽場10地割100番地3	株式会社ベルジョイス 代表取締役社長 澤田 司 岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号
株式会社やまや 代表取締役社長 山内 英靖 宮城県仙台市宮城野区榴岡3丁目4番1号	株式会社やまや 代表取締役社長 山内 英靖 宮城県仙台市宮城野区榴岡3丁目4番1号

5 変更の年月日

(1) について 平成28年3月1日

(2) について 平成28年3月1日

6 届出年月日

平成28年3月28日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，北部地方県政情報コーナー及び美里町役場

8 縦覧期間

平成28年4月13日から平成28年8月15日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。